

Actian Corporation Actian Zen v15 使用許諾契約書

改訂: 2021 年 7 月

本ソフトウェアをダウンロードまたはインストールする前に、この契約書をよくお読みください。

この顧客に対するライセンスおよびサポート サービスに関する契約 (以下、「本契約」) は、本ソフトウェアをダウンロードまたはインストールするエンド ユーザー (以下、「お客様」) と、本社を 2300 Geng Road, Suite 150, Palo Alto, CA 94303 に置く Actian Corporation (以下、「Actian」) との間の法的契約書です。お客様が会社その他の法人を代表して本契約を締結する場合は、お客様は、お客様自身が当該会社または法人の従業員または代理人であること、および本契約を締結し、お客様の会社または法人を法的に拘束する権限を有することを表明します。本契約において、「お客様」とは、お客様、および本契約に基づいてお客様が法的拘束力を適用したお客様の会社または法人のすべてを含みます。本ソフトウェアをダウンロード、インストールもしくは使用するか、または下にある[使用許諾契約の条項に同意します]ボタンをクリックする (もしくは、これに代えて「Y または N」の応答を求められる場合は、「Y」か「YES」を入力する) ことにより、お客様は、本契約に拘束されることに同意することになります。お客様が本契約の条件に同意しない場合は、お客様は、下にある[同意しない]または[使用許諾契約の条項に同意しません]ボタンをクリック (もしくは、これに代えて「Y または N」の応答を求められる場合は、「N」か「NO」を入力) する必要があります。本ソフトウェアをダウンロード、インストールまたは使用することはできません。「発効日」は、お客様が下にある「同意します」ボタンをクリックした日とみなされます。

1. 定義

1.1 「Actian Zen Edge Edition」とは、お客様が注文書に Actian Zen Edge Edition として記載され Actian から本契約と共に購入した Edge ソフトウェア製品(すべてのアップデートを含む) をいいます。

1.2 「クライアント ソフトウェア」とは、お客様が Actian から本契約と共に入手した演算装置上で稼動するソフトウェア製品 (すべてのアップデートを含む) で、装置を通信ネットワークに組み込むことで通信ネットワークを介してサーバー ソフトウェアへアクセスできるようにするものをいいます。

1.3 「通信ネットワーク」とは、多数の独立した「装置」の相互通信を可能にするデータ通信システムを指し、そのインターナルブリッジおよびそれに物理的に接続したワークステーションを含みます。

1.4 「同時ユーザー」とは、サーバー ソフトウェアにアクセスして使用することをお客様により許可されたエンド ユーザー、またはサーバー ソフトウェアにアクセスして使用できるようにお客様が設定した、人間が操作しない装置をいいます。

1.5 「同時ユーザー ライセンス」とは、本契約に基づいて Server Edition、Workstation/Workgroup Edition、及び Actian Zen Edge Edition に対し許諾されるライセンスの一種をいい、同時ユーザー数に制限があり、かつその他の点では本契約の各条件に基づき、該当する場合に応じてそれぞれ「Server Edition 同時ユーザー ライセンス」、「Workstation/Workgroup ライセンス」、または「Actian Zen Edge ライセンス」といいます。同時ユーザーライセンスに基づいた、適切なサーバーソフトウェアにアクセスする同時ユーザー数を正しく追跡できず、下記 11.6 項に従って適切な「記録」が保持できない場合、お客様は同時ユーザー ライセンスを購入することはできません。

1.6 「使用データ」とは、お客様が購入されたライセンスに指定された、Cloud Server Edition で同時に開くことができるデータファイルの合計サイズをいいます。

1.7 「装置」とは、単一の計算システムをいい、仮想（またはその他のエミュレーション）デバイスも含まれますが、これに限定されません。

1.8 「ドキュメント」とは、ソフトウェア製品と共に Actian が提供するユーザー用ドキュメントをいいます。

1.9 「インターネット」とは、情報の伝達のために公衆回線を通じてアクセス可能なコンピュータ通信のネットワークをいいます。

1.10 「イントラネット」とは、お客様の社内、子会社または遠隔の事務所において情報を伝達するために私設回線を通じてアクセス可能な通信ネットワークをいいますが、インターネットへの接続は含まれません。

1.11 「ローカルエリアネットワーク」または「LAN」とは、お客様の社内において情報を伝達するために私設回線を通じてアクセス可能な通信ネットワークをいいますが、お客様のイントラネットまたはインターネットは含まれません。

1.12 「マルチサーバー ライセンス」とは、本契約に基づいて許諾される「Server Edition 同時ユーザー ライセンス」または「Cloud Server Edition ライセンス」をいい、お客様が購入したライセンスに指定された数のサーバー上で、Server Edition または Cloud Server Edition（該当する方）をインストールして使用することができるものをいいます。

1.13 「注文書」とは、両当事者が締結する、または Actian がお客様に電子的に提供する、通常「注文確認書」もしくは「ソフトウェアおよびサポート サービス注文書」と題された文書をいいます。注文書は本契約を参照し、注文書にはお客様の請求情報、注文された本製品およびサポート サービスのリスト、本製品を使用できる許可されたコア数、ならびに価格設定を含む（ただしこれらに限定されません）お客様の注文に固有の詳細事項および使用制限が記載されます。かかる注文書は、本契約に参照として組み込まれます。

1.14 「本製品」とは、注文書に明記されたクライアント ソフトウェアおよびサーバー ソフトウェアの機械

読取可能なオブジェクトコード、ならびにドキュメントおよびそれらのアップデートをいいます。

1.15 「サーバー」とは、スタンドアロンの計算システムまたは通信ネットワーク経由でリモート操作できるシステムとして、サーバー ソフトウェアを実行させる単独の計算システムをいいます。これには、プライマリ ネットワーク サーバー、フェイルオーバー サーバー、仮想（またはその他のエミュレーション）サーバーが含まれますが、これらに限定されません。

1.16 「Server Edition」とは、お客様が注文書に Zen Enterprise Server Edition と記載され本契約と共に Actian から入手したソフトウェア製品（適用されるすべてのアップデートを含む）で、通信ネットワークに組み込むことができるサーバー上で稼動するものをいいます。

1.17 「サーバー ソフトウェア」とは、お客様が本契約と共に Actian から入手した Actian Zen Edge Edition、Enterprise Server Edition、Cloud Server Edition、Workstation/Workgroup Edition、Core Edition、または Actian Zen Community Edition（適用されるすべてのアップデートを含む）をいいます。

1.18 「ソフトウェア製品」とは、Actian が本契約に言及する商業的一般的に入手可能な財産的価値のあるオブジェクトコード ソフトウェア製品の全部または一部であり、契約期間中に Actian の裁量でお客様に提供されるアップデート製品を含みます。「ソフトウェア製品」には、ソース コードは一切含まれません。

1.19 「サポート サービス」とは、サーバー ソフトウェアおよびクライアントソフトウェアのサポート サービスをいいます。

1.20 「評価版ソフトウェア」とは、後述の 2.4 項に掲げる目的のために、Actian からダウンロードすることによって、あるいは別の方法で入手され、その引渡しの日から 30 日間（または、両当事者が注文書またはその他両当事者が署名した書面によって合意した場合には、これより長い期間）限定のサーバー ソフトウェアをいいます。

1.21 「アップデート」とは、Actian の裁量でお客様に提供される、サーバー ソフトウェアまたはクライアントソフトウェアに対する修正プログラム、更新プログラム、または拡張機能をいいます。

1.22 「ユーザー数」とは、お客様が購入したライセンスについて指定され、Server Edition、Workstation/Workgroup Edition、または Actian Zen Edge Edition に同時にアクセスして使用することを許可された、同時ユーザーの数をいいます。本契約に基づいて使用を許諾された同時ユーザー数にかかわらず、サーバーにアクセスできる同時ユーザー数は、オペレーティング システムで制限されている最大同時接続数を限度とします。

1.23 「Cloud Server Edition」とは、お客様が注文書に Zen Cloud Server Edition と記載され本契約と共に Actian から入手したソフトウェア製品（適用されるすべてのアップデートを含む）で、通信ネ

ットワークに組み込むことができるサーバー上で稼動するものをいいます。

1.24 「Cloud Server Edition 容量ベース ライセンス」とは、本契約に基づいて Cloud Server Edition に対し許諾されるライセンスの一種をいいます。このライセンスは「使用データ」によって制限され、下記 2.1.c 項で個別に記述されているとおりに使用することができます。その他の点では本契約の条件に従います。

1.25 「保証期間」とは、該当する本製品（アップデートを除く）のお客様への最初の引渡しの日から 30 日間をいいます。

1.26 「Workstation/Workgroup Edition」とは、お客様が注文書に Zen Workstation または Workgroup Edition と記載され本契約と共に Actian から入手したソフトウェア製品（適用されるすべてのアップデートを含む）をいいます。

1.27 「Core Edition」とは、お客様が注文書に Core Edition ソフトウェアと記載され本契約と共に Actian から入手したソフトウェア製品（適用されるすべてのアップデートを含む）をいいます。

1.28 「Actian Zen Community Edition」とは、お客様が注文書に Linux プラットフォーム用 Actian Zen Community Edition と記載され、本契約と共に Actian からダウンロードすることによって、あるいは別の方法で、後述の 2.5 項に記載の通り自己使用の目的で入手したソフトウェア製品（適用されるすべてのアップデートを含む）をいいます。

2. ライセンス

2.1 ライセンスの許諾。

a. Server Edition のライセンスの許諾。お客様が Server Edition のライセンスを適切に購入した場合、Actian は、お客様による本契約の各条件の遵守を前提として、次の非独占的、譲渡不能、サブライセンス不可かつ取り消し可能な権利をお客様に許諾します。(i) 単独のサーバー上で Server Edition を使用する権利、(ii) Server Edition の使用に伴ってクライアントソフトウェアおよびドキュメントを使用する権利、(iii) Server Edition 同時ユーザー ライセンスに関して、ユーザー数を超えない同時ユーザーの総数が、Server Edition に同時にアクセスして使用することを許可する権利。Server Edition 同時ユーザー ライセンスに基づいて、お客様はお客様の内部業務目的に限り Server Edition を使用することができます。同時ユーザー ライセンスに基づく、Server Edition にアクセスする同時ユーザー数を正しく追跡できず、下記 11.6 項に従って適切な記録が保持できない場合、お客様は Cloud Server Edition ライセンスを購入しなければなりません。

b. Workstation/Workgroup Edition のライセンスの許諾。お客様が Workstation/Workgroup Edition のライセンスを適切に購入した場合、Actian は、お客様による本契約の各条件の遵守を前提として、次の非独占的、譲渡不能、サブライセンス不可かつ取り消し可能な権利をお客様に許諾します。(i) 単独のサーバー上で Workstation/Workgroup Edition を使用する権利、(ii)

Workstation/Workgroup Edition の使用に伴ってクライアント ソフトウェアおよびドキュメントを使用する権利、(iii) Workstation/Workgroup Edition 同時ユーザー ライセンスに関して、ユーザー数 5 を超えない同時ユーザーの総数が、Workstation/Workgroup Edition に同時にアクセスして使用することを許可する権利。Workstation/Workgroup Edition 同時ユーザー ライセンスに基づいて、お客様はお客様の内部業務目的に限り Workstation/Workgroup Edition を使用することができます。同時ユーザー ライセンスに基づく、Workstation/Workgroup Edition にアクセスする同時ユーザー数を正しく追跡できず、下記 11.6 項に従って適切な記録が保持できない場合、お客様は Cloud Server Edition ライセンスを購入しなければなりません。

c. Cloud Server Edition のライセンスの許諾。お客様が Cloud Server Edition のライセンスを適切に購入した場合、Actian は、お客様による本契約の各条件の遵守を前提として、次の非独占的、譲渡不能、サブライセンス不可かつ取り消し可能な権利をお客様に許諾します。(i) Cloud Server Edition マルチサーバー ライセンスに従って購入した数のサーバー上で Cloud Server Edition を使用する権利、または Cloud Server Edition マルチサーバー ライセンスを購入していない場合は、単独サーバー上で Cloud Server Edition を使用する権利。いずれの場合も、容量ベース ライセンスにおいて購入した「使用データ」の合計に従います。(ii) Cloud Server Edition の使用に伴ってクライアント ソフトウェアおよびドキュメントを使用する権利。本契約にこれと反するいかなる規定があろうと、Cloud Server Edition を、"SaaS (サービス型ソフトウェア)" として使用すること、アプリケーション サービス プロバイダー環境、および/またはインターネットもしくはイントラネット上で使用すること、またはマルチプレキシング (多重化、下記に定義) によって使用することに制約はありません。

d. Actian Zen Edge Edition のライセンスの許諾。お客様が Actian Zen Edge Edition のライセンスを適切に購入した場合、Actian は、お客様による本契約の各条件の遵守を前提として、次の非独占的、譲渡不能、サブライセンス不可かつ取り消し可能な権利をお客様に許諾します。(i) 単独のサーバー上で Actian Zen Edge Edition を使用する権利、(ii) Actian Zen Edge Edition の使用に伴ってクライアント ソフトウェアおよびドキュメントを使用する権利、(iii) Actian Zen Edge Edition 同時ユーザー ライセンスに関して、ユーザー数を超えない同時ユーザーの総数が、Actian Zen Edge Edition に同時にアクセスして使用することを許可する権利。Actian Zen Edge Edition 同時ユーザー ライセンスに基づいて、お客様はお客様の内部業務目的に限り Actian Zen Edge Edition を使用することができます。同時ユーザー ライセンスに基づく、Actian Zen Edge Edition にアクセスする同時ユーザー数を正しく追跡できず、下記 11.6 項に従って適切な記録が保持できない場合、お客様は Cloud Server Edition ライセンスを購入しなければなりません。

e. クライアント ソフトウェアのライセンスの許諾。お客様がクライアント ソフトウェアのライセンスを適切に購入した場合、Actian は、お客様による本契約の各条件の遵守を前提として、次の非独占的、譲渡不能、サブライセンス不可かつ取り消し可能な権利をお客様に許諾します。(i) サーバー ソフトウェアにアクセスして使用する目的に限り 1 台以上の装置上でクライアント ソフトウェアを使用、複製する権利、(ii) クライアント ソフトウェアの使用に伴ってドキュメントを使用する権利。

f. 保険ソフトウェアのライセンスの許諾。お客様が Server Edition または Cloud Server Edition の

ライセンスを適切に許諾されていて、当該ソフトウェアを実行しているサーバーに障害が起きた場合、Actian は、本契約において許諾され適用されるライセンスに従って、契約期間につき最大連続 7 日間で連続して 3 回までに限り、Actian が提供する当該ソフトウェアの交換用コピー（以下、「保険ソフトウェア」）を使用するための非独占的、譲渡不能、サブライセンス不可かつ取り消し可能な権利をお客様に許諾します。保険ソフトウェアには、適用期間が終了するとこれを操作不能とする制限用の仕組みが含まれています。

g. 開発者プログラムのライセンスの許諾。 お客様がサーバー ソフトウェアに対する開発者プログラムのライセンスを適切に購入された場合、Actian は、Actian Zen エンジンを使用するアプリケーションの開発に限定してサーバー ソフトウェアを使用する非独占的、譲渡不能、サブライセンス不可かつ取り消し可能な権利をお客様に許諾します。開発者ライセンスには、ライセンスの作成から（インストールからではなく）1 年後にライセンスを実施不能にする制限用の仕組みが含まれています。お客様が開発者ライセンスのみを所有している場合、お客様は当該ライセンスに基づいて実稼動環境および商業目的のためにサーバー ソフトウェアを使用することはできません。

h. Core Edition のライセンスの許諾。 お客様が Core Edition ソフトウェアのライセンスを適切に購入した場合、Actian は、お客様による本契約の各条件の遵守を前提として、次の非独占的、譲渡不能、サブライセンス不可かつ取り消し可能な権利をお客様に許諾します。(i) Core Edition ソフトウェアにアクセスし使用の目的に限定した、Core Edition ソフトウェアを、1つ以上のデバイス上で使用及び複製する権利、(ii) お客様による Core Edition ソフトウェアの使用に関連したドキュメントを使用する権利。

2.2. マルチプレキシング(多重化)。 お客様が、接続をプールし、情報をリルートし、直接サーバー ソフトウェアにアクセスするかサーバー ソフトウェアを使用するデバイス、サーバーもしくはユーザーの数の削減、またはサーバー ソフトウェアが直接管理するデバイス、サーバーもしくはユーザーの数の削減（場合により「多重化」または「プーリング」と呼ばれる）を行うためにハードウェアまたはソフトウェアを使用する場合、お客様は Cloud Server Edition 容量ベースライセンスを購入する必要があります。

2.3 アップデートのライセンス条項。 Actian が提供する利用可能なアップデートはすべてサーバー ソフトウェアまたはクライアント ソフトウェアの一部と見なされ、本契約の各条件の遵守が前提とされます。また、アップデートには追加のライセンス条項が付随する場合があります。この場合、お客様は、アップデートをインストール、コピー、またはその他の方法で使用するにより、当該アップデートに付随する条項に従うことに同意するものとします。もしお客様が当該アップデートに付随する追加ライセンス条項に同意しない場合は、アップデートをインストール、コピー、またはその他の方法で使用することはできません。

2.4 評価版ソフトウェア。「評価版ソフトウェア」は、サーバー ソフトウェアの内部評価およびテスト目的に限って、お客様にライセンスされるサーバー ソフトウェアです。お客様は、お客様のテスト環境以外でこの評価版ソフトウェアを配布および展開することはできません。いかなる場合も、Actian 及び Actian のサプライヤーは、お客様の評価版ソフトウェアの使用に関連して発生した損害について責

任を負いません。いかなる場合も、評価版ソフトウェアを開発、実稼動または商業目的に使用することはできません。また、下記第 8 条に関わらず、評価版ソフトウェアは、お客様に現状有姿にて提供され、Actian は、黙示的な売買目的の商品性、特定目的への適合性、所有権及び非侵害保証等、明示的、暗示的または法的にかかわらず、いかなる保証や条件からも免責されます。評価版ソフトウェアは Actian によりプレリリース版またはベータ版として表示されることがあり、不具合を含んでいる場合がありますので、Actian は、いかなるときにも、プレリリース版やベータ版ソフトウェアを商業的に供給する義務を負いません。

2.5 Actian Zen Community Edition のライセンスの許諾。 お客様が Actian Zen Edition Software を適切に受領した場合、Actian は、お客様による本契約の各条件の遵守を前提として、Actian Zen Edition Software は、非独占的、譲渡不能、サブライセンス不可かつ取り消し可能な権利で、かつ、内部のビジネス目的のための 1 人による使用に限定した権利をお客様に許諾します。また、下記第 8 条に関わらず、Actian Zen Community Edition は、現状有姿にて提供され、Actian は、黙示的な売買目的の商品性、特定目的への適合性、所有権及び非侵害保証等、明示的、暗示的または法的にかかわらず、いかなる保証や条件からも免責されます。

3. 本製品の所有権

本契約に基づいて提供される本製品のコピーは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。また、本製品（サーバー ソフトウェア、クライアント ソフトウェアおよびドキュメントを含みます）の知的財産権および権原はすべて、Actian および Actian のサプライヤーに帰属し続け、その権益および所有権はお客様に譲渡されません。共同または単独のいずれによるかを問わず、著作権が適用される創作物を作成する権利は許諾されず、黙示の許諾もされません。これには、本製品を修正（エラーの修正を目的とするものも含まれます）、改作、もしくは翻案した創作物、またはそれらから二次創作物、コンパイル、もしくは集合創作物を作成することが含まれます。お客様は、本製品に組み込まれたユーザーの制限もしくはその他ライセンス、タイミング、または使用制限を妨げることを試みてはなりません。本製品と共に提供されるソフトウェア コードの品目の中には、本製品と共に提供される「オープン ソース」ライセンスが適用されるものがあります（以下、「サード パーティー コード」）。サード パーティー コードには、本契約の第 8 条および第 9 条を除いて、本契約の条件は適用されません。本契約のいずれの規定も、サード パーティー コードに適用されるライセンスの条件に基づく顧客の権利（これには、該当するライセンスに基づいてサード パーティー コードをコピー、修正または頒布する権利が含まれます）を制限せず、またかかる条件に優先する顧客の権利を許諾することはありません。本製品には、タイムアウト デバイス、カウンター デバイス、およびまたは特定のライセンスの制限の超過が生じないようにするためのその他デバイス（以下、「制限デバイス」）が含まれる場合があることを、ここにお客様に通知します。本製品に制限デバイスが含まれる場合、Actian は、本製品をお客様のライセンスの限度まで使用するために必要なキーなどを、お客様が必ず受け取ることを保証します。お客様は、サーバー ソフトウェアまたはドキュメントに表示された Actian およびそのライセンサーの著作権、商標、およびその他の所有権に関する通知を削除すること、またはいかなる方法でも変更するもしくは隠すことをしてはなりません。お客様には、Actian およびそのライセンサーの商標、サービスマーク、

商号を登録する、または登録を求める権利はありません。また、お客様には、サーバー ソフトウェア、クライアント ソフトウェアもしくはドキュメントにいかなる他の通知やマークを追加する権利もありません。

4. 制限

4.1 賃貸禁止、商用ホスティング禁止、その他の制限。本契約で明示的に許可された場合を除き、お客様はソフトウェア製品またはドキュメントもしくはそれらの一部の使用、賃貸、リース、サブライセンスの提供、配布、譲渡、複製、複製、展示、修正、派生物の創作、共同使用または処分を行わないものとします。

4.2 Actian の書面による明示的な同意がある場合、または第 2 条で Cloud Server Edition に対し明示的に許可される場合を除き、以下を目的としてサーバー ソフトウェアを使用することはできません。(1) マルチプレキシング、(2) 第三者にサーバー ソフトウェアもしくはクライアント ソフトウェアへのアクセスもしくはその使用を許可すること、または第三者に利益を与えるために何らかの方法でサーバー ソフトウェアもしくはクライアント ソフトウェアを使用する、サーバー ソフトウェアもしくはクライアント ソフトウェアにアクセスする、もしくはアクセスさせること。これにはサービス ビューロー、SaaS、ASP またはその他類似したホスト環境で Server Edition を稼動することを含みますが、これに限定されません。(3) ホスティングまたはアプリケーション サービス プロバイダー (ASP) のサービス、サービス型ソフトウェア、サービス ビューロー、マーケティング、トレーニング、アウトソーシング サービスもしくはコンサルティング サービス、または、Server Edition に関連するその他商用サービスを提供するもしくは運営するためにサーバー ソフトウェアもしくはクライアント ソフトウェアを使用すること。もしお客様が、サーバー ソフトウェアもしくはクライアント ソフトウェアを、他のソフトウェアアプリケーション (Actian の認定再販業者や OEM などから) のバンドル版あるいは組み込み版として入手した場合、サーバー ソフトウェアもしくはクライアント ソフトウェアは当該ソフトウェアアプリケーションでのみ使用が可能です。

お客様が購入した本製品が、その注文書または本製品と共に提供されるその他の文書に本製品が日本語版製品であることが示されているものである場合は、次のライセンスの制限が適用されます。: お客様は、本製品を日本語のオペレーティング システム プラットフォームでのみ使用することができます。また、オペレーティング システムに日本語版が無い場合は、すべての言語設定を日本語に適したものに設定しなければなりません。

4.3 ソフトウェア製品の保護。お客様は、ソフトウェア製品およびドキュメントを不正な複製または使用から保護するためにあらゆる妥当な措置をとるものとします。サーバー ソフトウェアおよびクライアント ソフトウェアのソース コードは、Actian および Actian のライセンサーの企業機密を表現および包含しています。ソース コードとこれに包含された企業機密は、お客様に使用許諾されるものではなく、それらを改変、追記または削除することは固く禁じられています。お客様は、サーバー ソフトウェアもしくはクライアント ソフトウェアの逆アセンブル、逆コンパイル、またはその他の方法でリバース エンジニアリングしないものとします。ただし、この制限にかかわらずかかる行為が適用法により明示的に許可されている場合は、この限りではありません。お客様は、サーバー ソフトウェアもしくはクライアント ソフトウェアの内部のコンポーネントを使用してソフトウェアを開発することはできません。

5. 認証、検証。 適用のある場合に限り、サーバー ソフトウェアを使用するためには、サーバー ソフトウェアを使用するための認証を取得する必要があります。「認証」は、サーバー ソフトウェアの使用を特定のサーバーに関連付けます。認証後、Actian はサーバー ソフトウェアの使用が認証されていること、およびサーバー ソフトウェアが適切にライセンスされていることを確認（以下、「検証」）します。検証は、サーバー ソフトウェアが再起動されたときには定期的に繰り返し行われ、またサーバー ソフトウェアのインストール、アンインストール、アップデートおよびライセンス管理操作の実行時にも行われます。Actian がサーバー ソフトウェアを検証できないときは、ほとんどの場合、使用を停止または終了させる前に（サーバー ソフトウェアからの警告またはログによって）その旨をお客様に通知し、サーバー ソフトウェアの有効なライセンスを取得できるようにします。ライセンスが無効であるにもかかわらず Actian がサーバー ソフトウェアの使用の停止または終了を行わないとしても、それによって、お客様がサーバー ソフトウェアを未認証で使用することについて Actian が有する権利または救済手段を放棄するものではありません。お客様がサーバー ソフトウェアをアンインストールし、別のサーバーに再インストールする場合、その移動時、またはその後のアップグレード処理時に、お客様は再度そのサーバー ソフトウェアのオンライン認証および/または検証を要求されることがあります。明確にするため付記すると、マルチサーバーライセンスに従って許可されている場合を除き、追加ライセンス料を支払うことなくサーバー ソフトウェアをコピーすること、またそのコピーをサーバーにインストールすることはできません。認証時およびその後の検証時に、サーバー ソフトウェアはそのサーバー ソフトウェアとサーバーに関する情報を Actian に送信します。Actian に送信される情報には、(i) 製品の認証キー、(ii) ホスト名、ハードドライブのシリアル番号、NIC カード MAC アドレス、BIOS ファームウェア、CPU の種類や OS の種類など、サーバーのハードウェア構成から得られる情報、また (iii) 既存または過去の Actian のインストレーションや同様のアイテムに関する情報が含まれますが、これらに限定されません。サーバー ソフトウェアの認証および検証処理中にどのような情報が送信されるかについての詳細については、<https://www.agtech.co.jp/products/actian/zen/authorization.html> を参照してください。お客様は、サーバー ソフトウェアおよびドキュメントを使用することにより、サーバー ソフトウェアの認証および/または検証処理時にこの情報を送信することを承諾します。

6. サポートおよび追加的サービス

6.1 サポート サービス。 株式会社エージーテックから購入されたサポート サービスの詳細については、<https://www.agtech.co.jp/support/supportservice/> をご覧ください。お客様が支払期日までにサポート サービスの料金を支払われなかった場合は、Actian または Actian の販売店は本製品のすべてに対するサポート サービスを中止または終了する可能性があります。お客様が本製品のサポート サービスを購入する場合、お客様は、当該製品のライセンスおよびコピーのすべてについてサポート サービスを購入しなければなりません。お客様は、以下のためにサポート サービスを利用またはサポート サービスにアクセスすることはできません。(i) その時点で有効な注文書の対象ではないソフトウェア製品、(ii) その時点で支払済みの Actian のサポートプランの対象ではない本製品。お客様は、第三者の利益のためにサポート サービスを利用またはサポート サービスにアクセスすることも、第三者に対してサポート サービスへのアクセスを提供またはその利用を許可することもできません。

6.2 追加的サービス。お客様は、利用可能であることを条件として、別途契約により相互に合意された料金をコンサルティング サービスまたはトレーニングを申込みことができます。Actian または Actian の販売店がコンサルティング サービスを提供することに同意した場合、本契約に基づく本製品のライセンスおよびサポート サービス（インストールおよび実装サービスを含みます）の履行状況に関係なく、お客様はかかるサービスに対して必ず料金を支払うものとします。

6.3 サービス不適用バージョン。Actian Zen Community Edition と評価版ソフトウェアについては Actian からのサポート サービスが提供されません。

7. 料金

料金およびその他手数料は、注文書に明記されたとおりとします。本契約に基づいて支払われるすべての金額は、払戻し不可とします。またお客様による相殺または控除も認められません。お客様が本製品のサブスクリプションの更新を希望する場合、適用される価格は、両当事者間で別途合意するケースを除いて、その時点で有効な価格表に記載された価格とします。

8. 限定保証

8.1 Actian は、保証期間中、本製品（アップデートを除きます）が、該当するドキュメントにおおむね従って稼働することを保証します。アップデートは、保証または保証期間に関しては「本製品」の定義に含まれません。

8.2 保証期間の範囲内で、お客様が本製品の物理的媒体に瑕疵を発見した場合、お客様は、瑕疵のある媒体を Actian に返却することができ、Actian は無償でそれを交換するものとします。

8.3 本第 8 条に記載された明示的な保証を除いて、法律で認められる最大限まで、本製品および本サービスは「現状有姿」で提供され、Actian および Actian のサプライヤーは、明示か黙示か法令によるかにかかわらず、(I) 商品性もしくは適合性、(II) 特定目的の適合性、または (III) 第三者の権利の非侵害の黙示の保証を含む（これらに限定されません）、その他のあらゆる保証および条件を否認します。Actian は、ライセンサーとして適用法に認められる保証を免責の範囲において、いかなるソフトウェア製品もエラーがないこと、中断なく稼働すること、ソフトウェア製品がお客様の希望条件を満たすことを保証しません。当該保証の範囲及び期間についても、当該法律の要請の範囲内とします。

9. 責任の限定

適用法により認められる最大限まで、いかなる場合も、Actian または Actian のサプライヤーは、お客様または第三者に対して、責任の法理にかかわらず（過失を含みます）、逸失利益もしくは逸失収益、データの喪失もしくは不正確性、代替品の費用を含め（これらに限定されません）、本契約に起因もしくは関連する間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、または懲罰的損害については、Actian がかかる損害の可能性について知らされていた場合においても、一切責任を負いません。

Actian および Actian のサプライヤーがお客様または第三者に対して負う損害賠償総額は、事由を問わず、請求が提起された日から遡る 12 カ月間に本契約に基づいてお客様から Actian に支払われた合計料金を超えないものとします。いかなる場合も、お客様は、(i) 当該請求の原因となった状況を認識した時点、または (ii) 本契約の解約の発効日から 2 年を経過後は、本契約に基づきいかなる請求も提起しないものとします。救済がその本質的な目的を達成できない場合であっても、本条の制限は適用されるものとします。本契約のいかなる規定も、当該当事者の過失、不作為または意図的不履行に起因する死亡または人身傷害に対する各当事者の責任を排除せず、制限しないものとします。

10. 契約期間および契約終了。 本契約は、お客様がサーバー ソフトウェアをダウンロードまたはインストールした日に発効し、終了するまで有効に存続します。評価版ソフトウェアに関する本契約の期間は、評価版ソフトウェアのダウンロード時に提供されるキーによって制御されます。ただし、Actian から書面による明示的な承認を受けない限り、いかなる場合も評価版ソフトウェアのライセンス期間がインストール日から 30 日を超えることはありません。お客様は、ドキュメント、クライアント ソフトウェアおよびサーバー ソフトウェアをそのすべての複製および改作物とともに破棄することにより、本契約をいつでも終了することができます。お客様が本契約のいずれかの条項の遵守を怠った場合、Actian から通知されることなく、本契約は直ちに終了するものとします。Actian により本契約が終了となった場合、お客様は、サーバー ソフトウェアをメディアにて入手された場合はそのメディアを返却し、その他すべてのサーバー ソフトウェアおよびドキュメントの複製を破棄し、また求めに応じて、かかる破棄が行われたことを Actian に対して証明するものとします。本契約の第 1 条、第 3 条、第 4 条、第 7 条、8.3 項、第 9 条、第 10 条及び第 11 条の条件は、本契約の終了後も引き続き効力を有するものとします。

11. 一般条項

11.1 秘密情報。 秘密情報を受領する各当事者（以下、「受領者」）は、相手方当事者（以下、「開示者」）のすべての秘密情報を機密に保持し、その従業員、代理人、および請負業者にも機密に保持するように要求するものとします。「秘密情報」とは以下を意味します。(i) Actian については、Actian の見積りに含まれたすべての金銭的条件、ならびに本製品および本製品のベンチマークまたは同様のテスト (Actian、お客様、または第三者のいずれが実施したかを問わず) の結果。ならびに (ii) 各当事者については、開示者が目立つように「秘密」または「専有」の印を付けた、書面またはその他有形の形式によるあらゆる情報、またはかかる印がない場合は、開示される情報の性質により秘密であると合理的にみなされるべき情報。受領者は、開示者の秘密情報を、受領者が受領者自身の同様に重要な秘密情報を保護する方法と同じ（ただし、いかなる場合も相応の注意を下回らない）方法で保護するものとします。秘密情報は、開示者の独占的な財産であり続けるものとし、本契約に基づいて許可される場合を除いて、第三者に開示したり（当該秘密情報を知る必要があり、本契約に準拠した方法で当該秘密情報の機密を守る旨の、受領者との間の書面契約に拘束される従業員、弁護士、コンサルタント、および子会社に対する場合のみを除きます）、使用したりしてはなりません。秘密情報には、以下に該当する情報は含まれないものとします。(i) 受領者の開示者に対する義務の違反なしに、公知であるか、公知となった情報。(ii) 守秘義務に違反することなく、開示者以外の情報源から正当に受領者に開示された情報。または (iii) 開示者の秘密情報を入手することなく、受領者が単独で開発した情報。前記にかかわらず、Actian は、お客様が Actian の顧客であることを開示することができます。さらに、い

いずれの当事者も、適用法または裁判所の命令に従って、情報を開示することができます。ただし、開示者にはその旨の通知が合理的に速やかになされ、受領者がかかる開示を防止または制限するために協力と支援を提供することを条件とします。本契約に定める秘密情報に関する義務は、本契約の終了日から3年間、引き続き完全な効力を有するものとします。

11.2 両当事者の関係。本契約は、パートナーシップ、フランチャイズ、ジョイントベンチャー、信託、代理または従業員の関係を生じさせることを意図しておらず、かかる関係は生じないものとします。いずれの当事者も、独立した契約当事者の関係以外の関係を明示または黙示するような形で行動することも、相手方当事者を拘束することもできません。

11.3 準拠法および裁判地。本契約に関連する訴訟はすべて、カリフォルニア州の法律および適用される米国連邦法に準拠するものとし、管轄の法令の選択は適用されないものとします。両当事者は、国際物品売買契約に関する国連条約は本契約に適用されないことに合意します。本契約に起因もしくは関連して生じるすべての係争は、カリフォルニア州北部地区に所在する連邦裁判所、またはカリフォルニア州サンタクララ郡に所在する州裁判所を専属的管轄裁判所とし、両当事者は、かかる裁判所の専属的管轄権に服することに同意します。前記にかかわらず、両当事者は、管轄権を有するいかなる裁判所においても当該管轄裁判所によってなされたいかなる判決も実施することができるものとします。また、Actian はその知的財産権を保護するために管轄裁判所において差止命令またはその他の公平な救済を要求することができるものとします。

11.4 譲渡。お客様は、本契約、本契約に基づく権利義務、および本契約に基づいて使用許諾される本製品のいずれも、事前に Actian の書面による同意を得ることなく譲渡することはできません。前記に違反して意図されたいかなる譲渡（第三者による合併、買収、経営支配権の変更、もしくはお客様の資産の50%以上の取得を含みます）も無効とします。前記を条件として、本契約の規定は、両当事者、ならびに両当事者の許可された継承人および譲受人を拘束し、それらの者の利益のために効力を生じます。

11.5 可分性。本契約のいずれかの規定が違法、無効、または強制力なしと判示された場合は、当該規定は強制可能な範囲に制限されるか、またはその他の方法で分離され、残りの規定の有効性および強制力には影響を及ぼさないものとします。

11.6 監査。本契約の期間中、および終了または満了後2年が経過するまで引き続き、お客様は、お客様による本製品の使用に関する完全かつ正確な記録を保持するものとします。

i) 自己監査。お客様による本製品の使用および本契約の遵守の管理を可能とするために、お客様は、Actian の10営業日前の書面通知により、Actian が提供する自己監査フォームに基づいて、自己監査を実施することに同意します。お客様の自己監査フォームにより、お客様の有効な注文書またはライセンスを超過してお客様がそれまでに Actian の製品を使用したか、または現在使用していることが判明した場合、お客様は、自己監査フォームを Actian に返却する際に、同時に未払いの金額を Actian に支払わなければなりません。お客様の自己監査フォームの提出が遅延した場合、Actian は、自己監査フォームを受領するまで、注文の受諾を延期し、および/またはサポート サービスを停止する

ことができます。また Actian は、以下に定める正式監査を開始することができます。

ii) 正式監査。 Actian または Actian が指名する代理人は、お客様に対する 5 営業日前の書面通知により、本製品を使用しているお客様の施設を実地調査し、お客様による本製品の使用および本契約の遵守を確認する目的で、記録の監査を実施することができます。Actian は、前回の監査で不一致が判明した場合を除いて、12 カ月に 1 回のみ、正式監査を実施することができます。Actian による監査は、Actian が単独で費用を負担して実施されるものとします。ただし、Actian の監査により、監査の対象期間中に、お客様が支払った金額の不足分が支払義務を負う金額の 5% を超えることが判明した場合は、お客様が Actian の監査の合理的な費用を負担するものとします。支払金額が不足していた場合は、お客様は、本契約の条件に従って、支払期日を経過したすべての料金を直ちに支払うものとします。本項は、本契約の終了後 2 年間、有効に存続します。

11.7 本製品の輸出。本製品またはサービスを、直接または間接的に、手段を問わず（電子的転送を含みます）輸出または再輸出する個人または法人は、米国輸出管理規則および輸出元の国の法律に従ってこれを行う全面的な責任を負うものとし、お客様は、かかるすべての法律および規則を厳格に遵守することに同意します。Actian は、お客様が必要な輸出許可を取得できなかったとしても、その責任を一切負いません。とりわけ、本製品またはサービスは、輸出が禁止されているか、またはその他の制限が課されている国またはエンド ユーザーに対して輸出することはできません。本項は、本契約の満了または早期の終了にかかわらず、有効に存続するものとします。

11.8 不可抗力。本契約に基づく期日までに料金を支払う義務を除いて、いずれの当事者も、その合理的な支配を超える事由（以下、「不可抗力」）による、自身の義務の履行遅延または不履行を理由として、本契約に違反したものとみなされません。ただし、いずれの当事者も、不可抗力の状態について妥当な範囲で速やかに相手方当事者に通知し、合理的な努力を尽くして遅延または不履行を最小限に抑えるものとします。

11.9 通知。本契約に基づく通知はすべて、手渡し、宅配便、配達記録郵便、料金前払い郵便、配達証明付き郵便によりなされるものとします。宛先は、注文書に定める各当事者の住所、またはお客様宛の場合はお客様の本社宛に、Actian 宛の場合は Actian Corporation: Legal Department, 2300 Geng Rd., Suite 150, Palo Alto, CA 94303 宛とします。通知は、実際に送達された時点で効力を生じるものとみなされます。いずれの当事者も、本項に従って書面で通知することにより、本契約についての自身の住所を変更することができます。

11.10 マーケティング。両当事者は、Actian が、発効日から 30 日以内に、両当事者の関係を記載したプレス発表を行うことができることに合意します。お客様は、Actian が、本契約に従って提供される本製品および/または実施される関連サポート サービスに関連して、Actian の宣伝広告、販売促進活動、プレス リリース、公的な届出書類、Web サイトの利用、およびその他広告において、お客様を参照および特定し、また、かかる使用の際にお客様の名称、マークまたはロゴを修正しない限り、お客様のロゴを使用することを認めることに同意します。お客様は、Actian にとっての「照会先アカウント」となることに同意します。お客様が「照会先アカウント」の役割を果たすことに同意した場合、Actian は、お客様と Actian の関係（Actian の照会先となること）をよく知るお客様の幹部に、他の顧客、見込み

客、報道関係者、アナリストなどからの問い合わせを差し向けることが認められるものとします。

11.11 米国政府機関のエンドユーザー。本ソフトウェアは、48 C.F.R. 2.101 に用語が定義されている「商用品」であり、それは 48 C.F.R. 12.212 にいう「商用コンピュータソフトウェア」および「商用コンピュータソフトウェアドキュメント」から成っています。48 C.F.R. 12.212 および 48 C.F.R. 227.7202-1 ないし 227.7202-4 に従い、米国政府のすべての最終利用者は、本契約に定める権利のみが付属した本ソフトウェアを取得します。提供される技術データが上記の規定の対象に含まれない場合は、48 C.F.R. 252.227.7015(a) に従い「技術データ - 商用品」とみなされます。かかる技術データの使用、修正、複製、リリース、実行、表示または開示には、48 C.F.R. 252.227.7015(b) の条件が適用されます。

11.12 危険性の高い業務。本製品は障害を許容するものではなく、原子力施設、航空機の航行・通信システム、航空管制、直接的生命維持装置または兵器システムの操作など、本製品の故障が死亡、負傷、または重大な物理的もしくは環境的な損害を直接引き起こすような、フェイルセーフのパフォーマンスが求められる危険な環境（以下、「危険性の高い業務」）において、オンライン制御装置として使用または再販されるために設計、製造または意図されているものではありません。Actian およびそのサプライヤーは、危険性の高い業務への適合性についての明示または黙示の保証を明確に否定します。

11.13 サードパーティーの権利。本契約のその他の規定にかかわらず、本契約のいずれの規定も、本契約の当事者ではない人を利する権利またはその他の利益を創出するものでも付与するものでもありません。

11.14 差し止めによる救済。お客様は、本製品には Actian および Actian のライセンシーの価値ある企業機密および専有情報が含まれていること、ならびに本製品または Actian もしくは Actian のライセンシーの秘密情報を、実際に開示する、もしくは開示の恐れがあること、またはそれらを不正に使用もしくは配布することは、Actian に対する即時かつ回復不能の損害に該当し、これについては金銭的な損害賠償は十分な救済とはならず、Actian は、実際の金銭的損害額を示すことなく、即時の差し止めによる救済の権利を得ることを了承するものとします。

11.15 オペレーティングシステム。お客様は、本ソフトウェアと共に使用するオペレーティングシステムまたはその他のソフトウェアに適用されるライセンス契約について、お客様の責任において完全に遵守するものとします。

11.16 本契約の支配言語は英語とします。

11.17 統合および修正。本契約は、両当事者間の完全なる合意を構成し、口頭によるか書面によるかを問わず、本契約の主題に関する、以前の条件、合意、意思疎通、または表明に取って代わります。いずれの当事者も、本契約を締結するに当たって、相手方当事者の従業員または代理人の発言または表明に依拠していません。お客様の文書に追加条件または異なる条件（購入注文に含まれた条件

を含みます)があった場合、それらの追加条件または異なる条件は適用されず、本契約書の内容の重大な変更とみなされ、これに対する異議および拒絶が通知されます。本契約において許可される場合を除いて、各当事者の正当な授権代表者が署名した書面によらない限り、本契約を修正することはできず、またいかなる条件も放棄することはできません。本契約のいずれかの規定の違反について権利を放棄したとしても、本契約の同一またはその他規定の、従前、同時、または以降の違反について権利を放棄したことにはなりません。見出しは便宜目的のみのものであり、本契約のいかなる規定の解釈にも影響を及ぼさないものとします。